

いざという時のために 知って安心の成年後見制度



成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

任意後見制度

現在は判断能力がある方が、将来判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

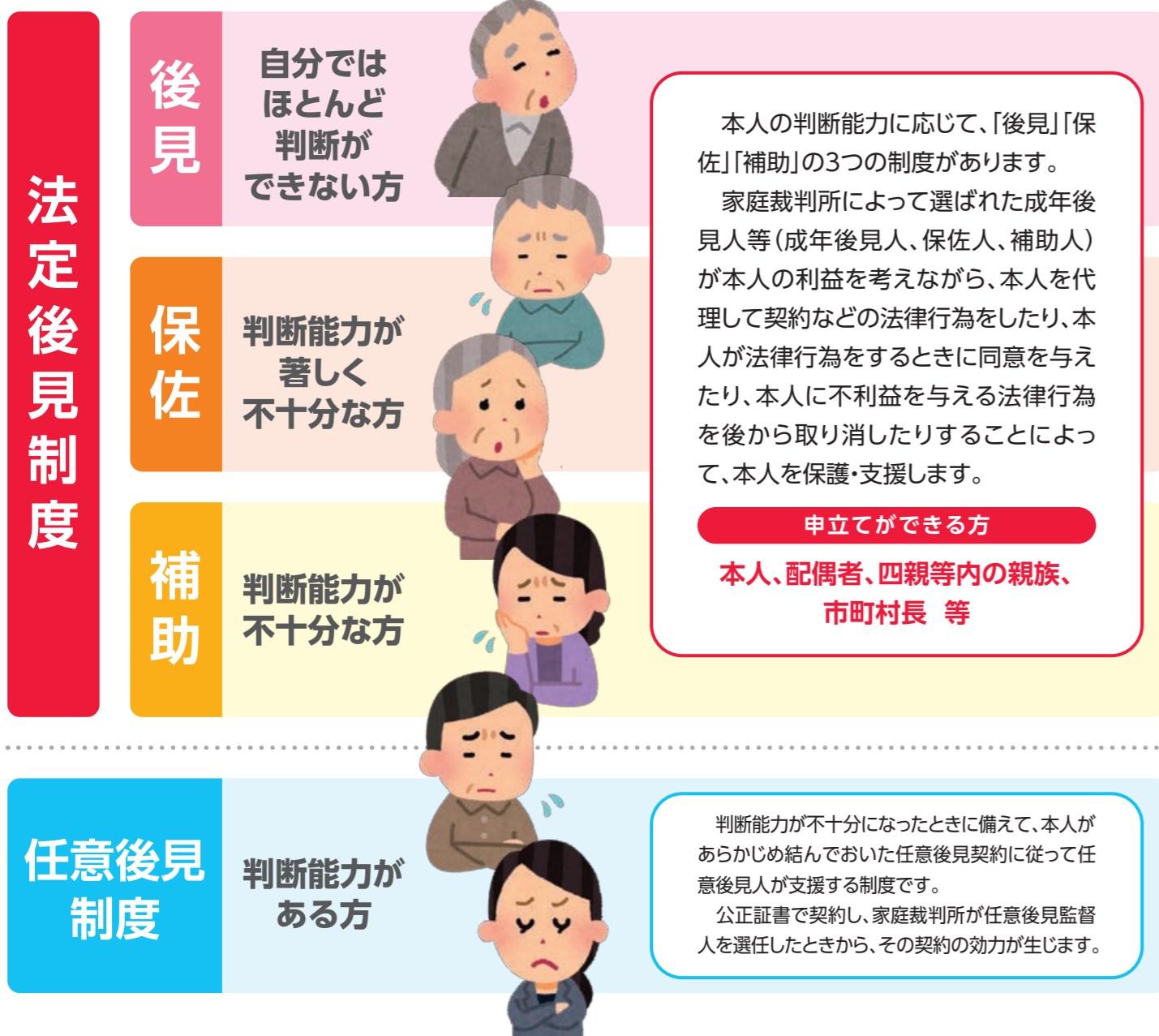
成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容によっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律又は福祉に関わる法人など）を選任することがあります。

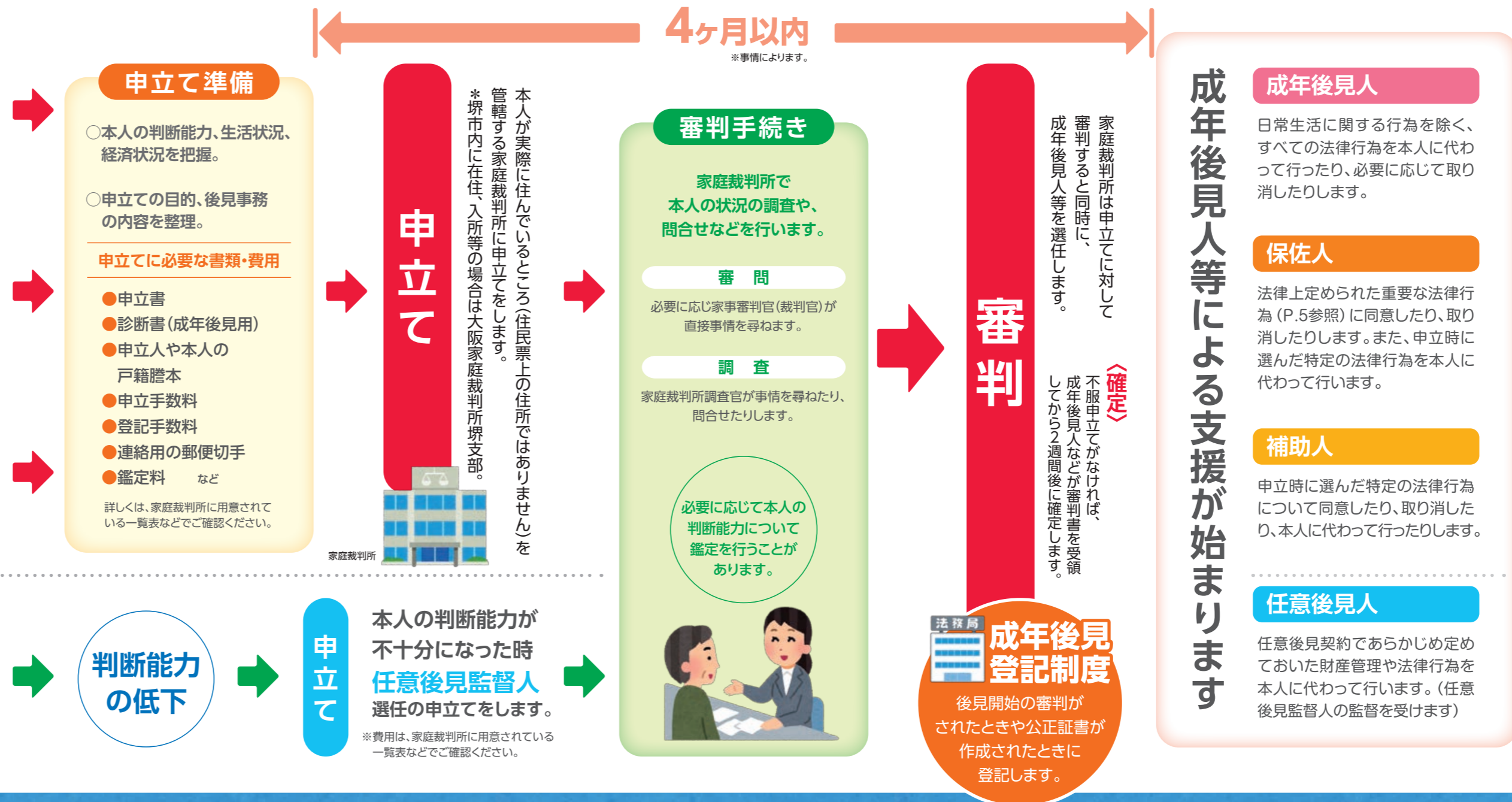
また、本人に一定額以上の財産がある場合には、専門職を成年後見人に選任したり、後見制度支援信託を活用したりすることが一般的になっています。



成年後見制度には次のような種類があります



手続きから支援開始までの流れ



終了

- 本人の死亡
- 後見開始の審判が取り消された時

選任後の成年後見人等の報酬

本人の収入や財産の状況、後見人等の仕事の内容によって、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

- 本人や任意後見人の死亡
- 契約の解除
(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- 任意後見人の解任
- 法定後見の開始

選任後の費用

【任意後見人の報酬】
契約時の報酬額が本人の財産から支払われます。

【任意後見監督人の報酬】
家庭裁判所が本人の資産状況を考慮のうえ決定し、本人の財産から支払われます。